

◇ 令和5年度 指定管理者事業評価書

| 施設名 | 北山田漁港 | | | 指定管理料 | 利用料金 | 支出 | 経理の状況 | 施設運営の方針 |
|----------|-----------------------|-------|-----|----------|------|----------|----------------|--------------|
| 施設所管課 | 環境経済部 | 農林水産課 | 初年度 | 695,152円 | - | 695,152円 | 計画的な予算執行が行われた。 | 漁港の適正管理に努める。 |
| 施設HPアドレス | - | | 2年目 | 695,053円 | - | 695,053円 | 計画的な予算執行が行われた。 | 漁港の適正管理に努める。 |
| 指定管理者名 | 山田漁業協同組合 | | 3年目 | 694,803円 | - | 694,803円 | 計画的な予算執行が行われた。 | 漁港の適正管理に努める。 |
| 指定期間 | 平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | | 4年目 | 694,883円 | - | 694,883円 | 計画的な予算執行が行われた。 | 漁港の適正管理に努める。 |
| 評価対象期間 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | | 5年目 | 693,353円 | - | 693,353円 | 計画的な予算執行が行われた。 | 漁港の適正管理に努める。 |

| ●総合評価の基準 | | |
|----------|-------|------------------------------------|
| 5 | ☆☆☆☆☆ | 評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である |
| 4 | ☆☆☆☆ | 評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である |
| 3 | ☆☆☆ | 評価基準の最も多い評価が☆☆☆である |
| 2 | ☆☆ | 評価基準の最も多い評価が☆☆である |
| 1 | ☆ | 評価基準に☆が1以上ある |

| ○その他の項目 | |
|---------------|-----------|
| 公募・非公募の別 | 非公募 |
| 使用料・利用料金制の別 | 使用料 |
| 指定管理者による運営開始日 | 平成18年4月1日 |
| 施設の供用開始日 | 昭和31年7月 |
| 指定管理導入前の運営形態 | 包括的委託 |

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

| ●指定管理者の総合自己評価… | ☆☆☆ | ●市(施設所管課)の総合評価… | ☆☆☆ |
|---|-----|---|-----|
| 令和5年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入) 当組合では、漁港施設での地域の人々との交流を通じて消費者のニーズを知るための場としていくとともに、漁港施設の有効的な活用により地域に根ざした北山田漁港の運営を行う。 また、漁港施設の美化に努めることにより、人々の心の安らぎとゆとりを守るとともに、漁場環境の保全を通じて琵琶湖の豊かな生態系を守り、次代に自然と共存した北山田漁港を目指すことを運営の方針とする。 日常の管理運営体制としては、施設運営に際し現場責任者および従事者を各1名ずつ配置し、危機管理体制に万全を期するとともに、施設利用者に支障がない体制とする。 | | 事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入) 漁港の適正管理に努めた。 引き続き、港内の清掃や各種書類の受付等を行い、適正な管理に努められたい。 | |
| 事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入) 漁港施設の美化に努め、施設利用者に支障がない体制で管理・運営することができた。 | | 公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証 (応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 当該施設は、漁業者が漁業活動を行うことを目的として整備された施設であり、一般市民に供することが少なく、従来から北山田漁港を漁業活動の本拠地として活動している山田漁業協同組合が管理運営を行うことが目的の達成には適していること、また、山田漁業協同組合はこれまで指定管理者として、適正に管理を行っていることから、引き続き指定管理者の候補者として、非公募で選定することが望ましいと考える。 | |

| ◇施設に係る主な指定管理業務 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・草津市漁港等管理条例に定める各種届出書類等の受付および草津市への送付 ・清掃業務、漁港の岸壁、護岸、斜路、防波堤、公共用地の清掃(ゴミの収集、除草、処分)泊地、航路の水面については浮遊物の収集および処分 ・その他漁港施設の損傷、危険箇所および漁港の利用に支障となる行為を発見した場合の草津市への通報 | |

| ◆評価基準 | |
|-------|-------------------------------------|
| ☆☆☆☆☆ | 仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である |
| ☆☆☆☆ | 仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である |
| ☆☆☆ | 仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である |
| ☆☆ | 仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である |
| ☆ | 仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である |

| 清掃業務 | | | | |
|------|-------|---|-------------|-----------------------|
| 評価項目 | | 指定管理者の自己評価 | 市(施設所管課)の評価 | |
| 1 | 上半期評価 | 清掃業務、漁港の岸壁、護岸、斜路、防波堤、公共用地の清掃(ゴミの収集、処分)泊地、航路の水面については浮遊物の収集および処分を行った。 | 上半期評価 | 各種清掃業務を行い、漁港内の美化に努めた。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |
| | 下半期評価 | 清掃業務、漁港の岸壁、護岸、斜路、防波堤、公共用地の清掃(ゴミの収集、処分)泊地、航路の水面については浮遊物の収集および処分を行った。 | 下半期評価 | 各種清掃業務を行い、漁港内の美化に努めた。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |

| 施設内の除草業務 | | | | |
|----------|-------|--------------------------|-------------|--------------|
| 評価項目 | | 指定管理者の自己評価 | 市(施設所管課)の評価 | |
| 2 | 上半期評価 | 施設内の除草作業を行い、雑草処分も適切に行った。 | 上半期評価 | 適切に除草業務を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |
| | 下半期評価 | 施設内の除草作業を行い、雑草処分も適切に行った。 | 下半期評価 | 適切に除草業務を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |

| 施設内の点検業務 | | | | |
|----------|-------|---------------------------------------|-------------|--------------|
| 評価項目 | | 指定管理者の自己評価 | 市(施設所管課)の評価 | |
| 3 | 上半期評価 | 漁港施設の損傷等がないか日常的に点検し、発見した場合はすぐに市に報告した。 | 上半期評価 | 適切に点検業務を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |
| | 下半期評価 | 漁港施設の損傷等がないか日常的に点検し、発見した場合はすぐに市に報告した。 | 下半期評価 | 適切に点検業務を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |

| 管理運営体制について | | | | |
|------------|-------|---|-------------|--------------|
| 評価項目 | | 指定管理者の自己評価 | 市(施設所管課)の評価 | |
| 4 | 上半期評価 | 日常の管理運営体制については、現場責任者および従事者を各1名ずつ配置し、施設利用者に支障がない体制とした。 | 上半期評価 | 適切な人員配置を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |
| | 下半期評価 | 日常の管理運営体制については、現場責任者および従事者を各1名ずつ配置し、施設利用者に支障がない体制とした。 | 下半期評価 | 適切な人員配置を行った。 |
| | ☆☆☆ | | ☆☆☆ | |